

横浜市教育委員会
臨時会会議録

- 1 日 時 平成 23 年 3 月 22 日 (火) 午前 10 時 00 分
- 2 場 所 教育委員会会議室
- 3 出席委員 今田委員長 小濱委員 野木委員
中里委員 奥山委員 山田委員
- 4 欠席委員 なし
- 5 議事日程 別紙のとおり
- 6 議事次第 別紙のとおり

教 育 委 員 会 臨 時 会 議 事 日 程

平成 23 年 3 月 22 日 (火) 午前 10 時 00 分

1 会議録の承認

2 委員長選挙の件

3 教育長一般報告・その他報告事項

4 審議案件

教委第 84 号議案 横浜市立図書館資料管理規則の一部改正について

教委第 85 号議案 横浜市教育委員会行政文書取扱規程の一部改正について

教委第 86 号議案 横浜市教育委員会事務局等専決規程の一部改正について

教委第 87 号議案 横浜市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正について

教委第 88 号議案 学校運営協議会を設置する学校の再指定について

教委第 89 号議案 学校運営協議会を設置する学校の指定について

教委第 90 号議案 学校運営協議会委員の任命について

教委第 91 号議案 学校運営協議会委員の任命について

教委第 92 号議案 教育委員会事務局職員の人事について

教委第 93 号議案 教職員の人事について

教委第 94 号議案 教職員の人事について

5 その他

[開会時刻：午前10時05分]

～傍聴人入室～

今田委員長　それでは、ただいまから教育委員会臨時会を開催いたします。
事務局から報告をお願いします。

高橋総務課長　本日は急施を要する案件として、「教委第94号議案 教職員の人事について」
を追加してご審議をお願いいたします。以上でございます。

今田委員長　それでは、教育委員会会議規則第1条の2第2項に基づく急施を要する案件と
して、教委第94号議案を追加して審議を行います。

次に、会議録の承認を行います。前々回、平成23年2月28日の会議録署名者
は中里委員と奥山委員です。また、前回、平成23年3月8日の会議録署名者は野
木委員と私です。会議録につきましては既にお手元に送付してございますが、字
句の訂正を除き、承認してよろしいでしょうか。

各委員　　<了 承>

今田委員長　それでは承認いたします。なお、字句の訂正がございましたら、後ほど事務局
までお伝えください。

次に、議事日程に従い、委員長選挙について事務局から説明をお願いします。

高橋総務課長　委員長の任期につきましては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」
第12条第2項の規定により、1年となっております。今田委員長は昨年4月に選
任され、任期は平成22年4月2日から平成23年4月1日までとなっております。
委員長の選挙につきましては、同法第12条第1項に「教育委員会は教育長に
任命された委員を除く委員のうちから、委員長を選挙しなければならない」と規
定されております。この規程に基づき、教育長を除く教育委員の中から選挙をお
願いすることになります。なお、選挙の方法につきましては、教育委員会規則等
で特段の定めはございません。毎回委員の方々による互選の形で教育委員長の選
挙を行っていただいております。以上でございます。

今田委員長　それでは、教育委員長についてお諮りいたします。いかがでしょうか。

中里委員　私は2年間教育委員をやらせていただいておりますが、これまでの豊富な経験か
ら、今田委員長に継続して委員長をお願いしたいと思っております。

今田委員長　どうですか、皆さん。

各委員　　<了 承>

今田委員長　よろしいですか。それでは、教育委員長は私、今田が引き受けさせていただきます。
よろしくをお願いいたします。

引き続き、職務代理委員について事務局から説明をお願いします。

高橋総務課長 「委員長職務代理委員の指定に関する規則」第2条に「委員会は委員長を選挙する際あわせて委員長職務代理委員を指定しなければならない」と規定されておりますので、職務代理委員の指定をお願いいたします。

今田委員長 はい。それでは、委員長職務代理委員についてお諮りいたします。いかがでしょうか。

野木委員 従来どおり、小濱さんでお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

今田委員長 よろしいですか。それでは、引き続き小濱委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

各委員 <了 承>

今田委員長 それでは、職務代理委員は小濱委員といたします。次期の委員長は今田委員、委員長職務代理委員は小濱委員といたします。皆さん、よろしくをお願いいたします。
事務局から何か連絡事項はございますか。

高橋総務課長 先ほどご説明をいたしましたとおり、委員長の任期は1年でありますので、次期委員長の任期は平成23年4月2日から平成24年4月1日までとなります。以上でございます。

今田委員長 それでは、議事日程に従い、教育長から一般報告をお願いいたします。

山田教育長 【教育長一般報告】

1 市会関係

- 3/11 市会本会議（第5日）
- 3/11 こども青少年・教育委員会
- 3/14 こども青少年・教育委員会
- 3/18 予算第一特別委員会（採決）
- 3/18 市会本会議（第6日）

それでは一般報告をいたします。最初に市会関係でございます。3月11日に市会の本会議が開催されまして、追加議案の上程、質疑、付託が行われました。同日、11日にこども青少年・教育委員会が平成23年度予算ほか幾つかの議題について開催をされました。この3月11日の常任委員会の開催中に地震が発生いたしまして、こども青少年・教育委員会は一旦中止され、3月14日の日に残った議題等について、あらためてこども青少年・教育委員会が開催され、質疑は終了いたしました。

3月18日に予算第一特別委員会が開催をされまして、予算議案その他が採決されたところでございます。

同じ3月18日に市会の本会議が開催されまして、予算の議決、追加議案の議決等が行われたところでございます。

以上が市会関係でございます。

2 市教委関係

○ 3/11 横浜高校市長表敬訪問

市教委の関係でございますけれども、3月11日に横浜高校、これは選抜高校野球に出場するというところで、市長表敬訪問がございました。

3 その他

○ 「横浜市子どもの体力向上プログラム」について ほか

それから、その他でございますけれども、「横浜市子どもの体力向上プログラム」について、これは担当課のほうから説明をします。

それとあわせて、この震災の今の教育委員会の状況、あるいは今後の対応等について少し報告をいたします。被災地の状況等がかなり広範にわたり、また日々変わってきているという状況がございまして、地震の発生直後から教育委員会としては、各学校に対して対応等について、比較的細かく通知等を発信し現在に至っています。現在の地震発生直後からの状況を少し説明させていただきます。

まず、地震が発生した3月11日、ちょうど子どもたちが下校する時間だったということもあり、子どもが学校から帰っている最中であつたとか、あるいは帰宅済みとか、あるいは学校に残っていると、様々でございました。地震直後から子どもを保護者が引き取りに来るまでは、基本的には学校で預かるという措置をとらせていただきました。その結果、3月11日22時現在で137校に1239名の子どもが残っております。これは小中学校、高等学校、特別支援学校含めてトータルの数字でございます。

中には校外学習で東京浅草の方へ校外学習に行っていた70名以上の子どもがいましたが、その子どもたちは東京上野の黒門小学校に避難をし、その学校で預かってもらって、食事ですとか、あるいは若干寒い子どもについては暖房ですとか、そういうものを提供してもらいました。こちらからバスで迎えに行き、子どもたちが学校についたのが翌朝の午前5時とか6時という時間、そういうケースもございました。

最終的にすべての子どもを引き渡し終えたのが翌日3月12日土曜日の15時40分、最後に残った1人の子どもを保護者に渡して、全児童・生徒の帰宅を確認したという状況でございます。

この間の子どものけが等の状況でございますが、その中で6人が若干すり傷等の軽傷を負ったということはございましたが、大したけが等はなかったということで、それは一安心をいたしたところでございます。

学校施設が受けた被害の状況ですが、学校によってまちまちでございますが、例えば各種配管の破損や水漏れ、あるいは外壁・内壁のひび等々の何らかの被害があつたもの、これが309件ございました。学校の数で言うと、小中高校特別支援学校合わせて236校で、何らかの被害が生じたということでございます。とりあえず学校を閉鎖しなければいけないような甚大な被害はなかったということです。若干被害のあつた学校については、現在なるべく早く修繕等で支障がないような状況にしたいと、今工事等を行っているところでございます。

学校以外の施設でございますが、まず図書館ですが、図書館は、翌12日土曜日は全館、これは中央図書館、各区の図書館すべてですが、臨時休館として施設点検等の実施をいたしました。翌13日の日曜日からは通常どおり異常ないということで開館をしています。そのほか、社会教育施設、横浜市歴史博物館ですとか、あるいは開港資料館ですとか、幾つかございますけれども、特段の被害はなかつ

たということで、これもあわせて翌12日は臨時休館をいたしました。その後は、通常の営業の形に戻っております。

それから、教育文化センターは比較的被害が大きく、地震発生直後からしばらく使えない状況でした。そこに入っていた東部学校教育事務所や教職員人事部等については、一時別の場所へ避難をいたしました。現在は教職員人事部を除いてほとんどが元に戻っていますが、水回り部分やトイレの壁等の剥落がひどく、急ぎ直すようにいたしております。教育文化センターや500人ぐらい入る教文ホールでは、市民の方がいろいろな美術、工芸品を展示や企画展等々を行っている施設もありますので、この教育文化センター等については、なるべく早く通常どおりの形にしたいと考えております。

それから、被災地の方の受け入れですが、教育委員会の所管している300人ないし400人ぐらい収容できる施設で、群馬県の赤城林間学園がございまして。新潟で起こった地震のときも短い期間でしたが、被災者の方を受け入れた実績がございまして。そこを開放すべく、現地の群馬県の昭和村と連携を図りまして、被災者の方にお使いになっていただくよう、群馬県を通して被災者の受け入れについてお知らせをしております。現実にはまだお見えになっていません。ただ被災地のほうから赤城へ移動するバスの手配ですとか、ガソリンの受給が逼迫している状況の中で、なかなかその手当がうまくいかない部分がありますが、可能な限り早く受け入れ体制を整えたいと思っております。

また横浜市として今表明している中では、たきがしら会館と言いまして職員の厚生施設がりますが、そこで300人の受け入れ体制を表明いたしておりますが、50人ぐらい今お見えになっているようでございます。

そのほか、例えば知人とか親戚の方とか頼って横浜、神奈川へお見えになっている方がいれば、仮に子どもさんがいる場合、それは逐次、受け入れについて対応できるような状況で行っているところでございます。

逐次、状況が変わっておりまして、その都度細かく通知を出しておりますが、現在は義務教育の小学校では午前中の授業で、給食なしで帰ってもらっています。中学校も同じく午前中の授業のみとし、部活動については当面中止をお願いしています。概略は以上でございます。

今田委員長 これについて何かありますか。

中里委員 学校便利帳から事務局が、土日、深夜を問わずいろいろ各学校に発信している様子が伝わってきまして、事務局も大変だったと思います。ご苦労さまでした。それから、各学校も子どもの安全確保だけではなく、地域から避難に来られたり、帰宅困難者が避難して来られたり、二重三重対応が求められたのですが、臨機応変によい動きがとれたと聞いております。早々に3月14日の月曜日に全校集会を開いて黙祷を上げた学校もあったようです。まだ先が見えませんが、被害がこれ以上広がらないことを願うばかりです。

奥山委員 被災地から親戚等を頼って横浜にいらっしゃる方も出てくると思いますが、そのお子さんたちが義務教育の期間内であれば、横浜市としても地域の地元の学校に受け入れをするという方向性でよろしいのでしょうか。

山田教育長 はい。阪神淡路の大震災のときもあるいは新潟の地震のときも、実際にこちら来られた家族のお子さんについて受け入れしています。それはかなり実績もありますから、それぞれの学校もその受け入れについては、十分理解をしていると思

います。

野木委員

これだけの短い期間にかなりいろいろなことをされて、非常によかったと思います。学校というのがいろいろな人の避難所になるということを考えていきますと、これからもう一度耐震を見直して、学校だけは大丈夫だという、そういう環境を作っていくということもとても大事ではないかと思っております。

山田教育長

実際に鉄道がほとんど止まっておりましたので、駅に近い小学校や中学校は、いわゆる帰宅難民の方が大勢お見えになり、あわせて子どもが学校に残っている学校もありました。実際に横浜で震災が発生した場合、小学校、中学校、高校等の果たす役割はかなり大きいものだと思います。まずその辺の耐震補強を含め、もう一度チェックする必要があること、実際被災地の状況を見ると、学校が病院になったりしているので、単に避難場所だけではなく、救護という機能もあわせて、横浜市の中での震災計画持っておりますけれども、今回想定をかなり超えましたので、今までの避難や救護の計画を市全体や教育委員会としても、もう一度見直さないといけないと考えております。

小濱委員

被災地の方たちを横浜市として受け入れた場合に、家族単位で来られることが多いと思いますが、新学期も近いので、その受け入れた子どもたちの通学ということに関しては、今何か予定されていますか。

山田教育長

例えば埼玉アリーナに双葉町から集団で移転して来られて、空いている高校を使ってそこに小中学校を開設するというようなところは、それは非常に対応しやすいのですが、個々に来られている方は、ばらばらに住まわれていると思いますので、何か教育委員会として、まとめて組織的にニーズがあれば、受け入れは可能です。ただ、実際被災地の状況がわからないということもありまして、それが可能であれば受け入れる手段も含めて検討しようと考えているところでございます。

中里委員

テレビ報道で聞く話ですが、被災地では避難訓練をしてきたものの、それを超えるものだったという話でした。横浜市の教育委員会も確か4～5年前にきめの細かい防災計画をつくり直しましたが、今回の各学校の対応は、地域と結びついた対応があるわけです。工夫されて記録に残すと、区単位で見えてくるのではないかと感じます。記録の中で、現実的な防災訓練に展開していく形になっていくといいと感じます。

山田教育長

今回教訓としてありましたのは、防災計画に合わせて災害はやって来ないということで、都合よく災害は起こってくれません。横浜市の場合も海に近いところや埋め立て地に近いところなどさまざまなので、その実態に即した、もう一回個々の各学校ごとに見直してもらわないといけないと思っておりますし、少し落ち着けば、すべての学校から話を聞くようなことで考えています。

今田委員長

よろしいですか。教育長、災害の関係についても、いろいろセクションにおられた経験を生かして、またいろいろ取り組んでいただければと思います。

それでは、次に別途所管課から説明とありました「横浜市子どもの体力向上プログラム」について説明をお願いいたします。

漆間指導部長

おはようございます。指導部長の漆間でございます。

昨年度、「体力アップよこはま 2020 プラン—横浜市子どもの体力向上推進計画」を策定いたしました。それに基づきまして、具体的にどう取り組んでいくか、その具体的な内容と実施計画を示した「横浜市子どもの体力向上プログラム」を策定いたしましたので、ご報告申し上げます。指導企画課長よりご説明申し上げます。

今辻指導企画課長

指導企画課長の今辻でございます。

それではご説明をさせていただきたいと思っております。冊子をご覧ください。一番最後の巻末でございます。このプログラムはここに書いてございます検討委員を中心に策定したものでございます。

戻っていただいて2ページ、下から7行目をご覧ください。下から7行目でございます。このプログラムは昨年度策定いたしました「体力アップよこはま 2020 プラン」に基づいて各施策の具体的な取り組み内容と実施計画を示したものでございます。今後、学校、家庭、地域、行政の連携により子どもたちの体力の向上を図ってまいります。このプログラムに基づく取り組みにより、子どもたちが体を動かすことの楽しさを知ったり、運動好きの子がふえて、その結果として2020年までの10年間で昭和60年の体力水準に回復をさせることを目指しております。

続いて1ページをご覧ください。ここにはプログラムの概要が記載されております。2020プランの3つの基本方針と10の方策を受けて具体的な10の取り組みを推進してまいります。特に学校では表の中段にございます基盤となる3つの取り組みの2と8と1を行っていきます。

続いて3ページをご覧ください。今申し上げました10の取り組みの基本的な考え方が示されてございます。基盤となる例えば3つの取り組みでございますけれども、取組1「体力向上1校1実践運動」というものを実施してまいります。それから取組2でございますけれども、今もやっておりますが、体力・運動能力調査の実施をして、その結果の活用をしてまいります。そして取組8でございます。下から3番目になります。各学校が「体育・健康プラン」をつくってそれを学校全体の計画に立てて、全校で推進してまいります。各学校は体力・運動能力調査を活用し、そして「体育・健康プラン」を作成し、そして学校全体で1実践の取り組みを継続的に行うと、そういうサークルになっております。

17ページをご覧ください。17ページ、巻末の資料になります。ここには「体育・健康プラン」の例を記載してございます。そして18ページには「体力向上1校1実践運動」の例が小学校、中学校の例として挙げてございます。19ページには右側の欄でございますけれども、体力・運動能力調査の実施要項を示しております。また、参考として最後の20ページでございます。ここには昭和60年との体力の比較の表も載せてございます。

続いて4ページをご覧ください。今後のプログラムの進行の予定でございます。既にもう取り組みがスタート、ほとんどものがしておりますけれども、各学校の「体育・健康プラン」と「1校1実践」は23年度に計画と準備を進めてもらって、24年度から全校で実際に展開をしていただこうと思っております。10年間の中間点として平成27年度に検証を行います。

10の取り組みの具体的な内容とか進行計画については次の5ページ以降にそれぞれ記載されておりますので、ご覧いただければと思います。

雑駁な説明で大変恐縮でございますが、以上でございます。

今田委員長	説明は終了しました。ご質問等ございましたらどうぞ。
野木委員	多分この取り組みの前に、重点校の取り組みがいろいろあったかと思いますが、その重点校でいろいろと経験した、取り組んだことが多分反映されているのであろうと思うのですが、それがどれくらい反映されているものなのでしょうか。
今辻指導企画課長	今、30校に委嘱しておりまして、体力向上推進校、やはり新体力テストを年間計画に位置づけて、その結果を保護者にフィードバックするとか、それから子どもたちの生活習慣とか食育の習慣等の健康に関する一体的な指導をしてもらうとか、そういういろいろな実践に基づいてこの10の取り組みについても考えていております。これから実践校のほうの先進的な取り組みも発信していく、また実践校についても、こちらの今のプログラムについてそれを積極的に取り入れてやっていただくというそのような形になっております。
漆間指導部長	補足いたしますと、実際に体力向上を拠点的に研究している学校では、数値的にもやはり上昇傾向がありますので、それをどう取り組んだかという具体的な方策をいろいろな学校に発信していただいております。また、朝の学校施設を利用した活動なども、地域の方たちが朝来ていただいて、一緒に子どもたちと遊ぶという中で、子どもたちが運動好きになってきておりますので、そのようなことも発信して、実際に1実践をそれぞれの学校が取り組むときに、うちの学校では朝の実践を使ってみようか、うちの学校では体力の向上を拠点的に研究している学校の取り組みを使っていこうとかと、今後それぞれの学校でつくるプランの中に活かされてくるものというふうに思います。
野木委員	それぞれのところで今までの実践校の取り組みを入れるかどうか、それぞれの区で考えることになるわけですね。
漆間指導部長	そういうことです。
奥山委員	昭和60年が比較対象になっているので、そこが一番ピークだと思いますが、ちょうど年齢的に言うと今の30代から40代の前半で、もしかしたら両親の世代かと思いますが、保護者の方々の時代に一番体力がよかったとしたら、親子で何か一緒に取り組みができるようなことも考えていただくといいと思いました。
中里委員	これが学校に配られると、一部ではあれもこれも大変だなという受けとめもあると思いますが、ただどう運用するかが学校の知恵と工夫だろうと私は思います。体力があるということは、精神的な活力も出てきますし、生活そのものがいきいきしてきます。ですから、大人も子ども健康保持、体力増進ということは大切なところだと思います。ですから、ぜひ気合いを入れて各学校で知恵と工夫で行ってほしいと思います。 話はそれですが、3月9日に緑が丘中学校の卒業式に行きましたが、そこは合唱教育を学校の教育全体の柱にしておりまして、すばらしい卒業式に参加することができました。国歌、それから市歌、それから卒業生の歌もすべて、3年間声帯を鍛えた感じが感じられるすばらしい合唱でした。どのようにしたかという、1人の教員の知恵と工夫が学校全体の力になっているわけです。同じことがスポーツにもできるのではないかと考えています。やはり推進者がいて、その中

で学校全体が取り組む向きができてくると、全体の体力向上につながるかと思えますので、知恵と工夫を働かせて、ぜひ体力向上を目指していければなと願います。

今田委員長

前も少し申し上げましたが、さきほど中里先生からも話がありましたが、これを学校に示したときに、基本の部分は当然のこととして、具体的に進めていく中での学校のオリジナリティー、地域性や伝統、いろいろなものがあるから、そこを工夫してやってくださいということを説明していくほうがいいと思います。

具体的に言うとまた受けとめ方が違うし、だから主体性なり伝統なりを活かしている工夫をしてくださいと、そのことが大切なんですよということを、説明するほうが生きたものになると思います。

漆間指導部長

はい、まさしくそのようなプランにしたい、取り組みにしたいと考えております。1校1実践と言いますのは、それぞれの学校でそれぞれに合った取り組み、子どもたちのさまざまな体力の状況があるわけですので、それを具体的に調査で調べ、例えばその学校はこういう点が弱い、その弱いところをうちの学校ではこれをやるということです。ただし、もう既に取り組んでいる学校もあります。部活動を一生懸命やっている学校は部活動を何か確認してやってみる、朝の施設をやっている学校は朝の施設をやってみてということで、それぞれの学校が実態に応じてきちっと取り組めるものをそれぞれの学校に主体的に考えてもらうようなものにしたいと思っております。

今田委員長

わかりました。たくさん字が書いてあるからもう考える余地がないのかなと思っていました。もう少し空きがあって、このプランの中でそれぞれ行間を自分たちで考えるような気持ちを持てるような書き方もあるのかなと思いました。

中里委員

各学校で工夫して進めているノウハウもあるわけです。例えば間門小もそうですし、それから新聞に随分取り上げられました田奈中の陸上部の顧問の先生の話も、田奈中は決して運動の環境はよくないですね。1000人規模の学校なのですが、校庭が狭くて、他の運動部の活動もありますから、毎日陸上部は練習できないのですが、その中で工夫をしてやっています。いろいろなノウハウを活用することと、あと学校独自のものとあわせながら気楽にやってほしいと思います。

今田委員長

よろしいですか。それでは、今の意見を参考にしながら、また一つ頑張ってください。よろしくお願いします。

それでは、議事日程に従い、審議案件に移ります。

まず、会議の非公開についてお諮りします。教育委員会第90号議案「学校運営協議会委員の任命について」、教委第91号議案「学校運営協議会委員の任命について」、教委第92号議案「教育委員会事務局職員の人事について」、教委第93号議案「教職員の人事について」、教委第94号議案「教職員の人事について」は人事案件のため、非公開としてよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

今田委員長

それでは、教委第90号議案から教委第94号議案は非公開といたします。審議に入る前に事務局に確認ですが、何か報告事項はありますか。

高橋総務課長	<p>はい。ご報告申し上げます。3月9日、個人1名から、3月14日、個人6名から、3月15日、個人1名から、3月16日、個人1名から、3月17日、個人1名から教科書採択に関する要望書が提出されました。これらの要望書につきましては、事務局で調整の上、次回以降にお諮りしたいと思います。</p> <p>次回の教育委員会定例会でございますが、4月12日火曜日の午前10時から開催いたしますので、よろしく願いをいたします。また、4月の教育委員会臨時会の日程につきましては、現在調整中でございます。以上でございます。</p>
今田委員長	<p>皆さんよろしいでしょうか。それでは、次回の教育委員会定例会は4月12日火曜日の午前10時から開催することとします。教育委員会臨時会の日程につきましては、改めてお知らせします。</p> <p>それでは次に教委84号議案、横浜市立図書館資料管理規則の一部改正について、説明をお願いします。</p>
五島中央図書館担当部長	<p>中央図書館担当部長の五島です。</p> <p>本日の案件のご説明に入る前に、先ほど教育長から図書館の地震の対応の説明がありましたが、若干現時点変わっておりますので、現時点の状況をご報告したいと思います。</p> <p>先ほど通常どおりの開館という説明がありましたが、現在開館時間を短縮をしております。地域館も中央館も含めて午後5時までという早い時間に閉館するという形にしております。それと、昼間の時間帯、9時半から5時の間に計画停電がある場合がありますが、その場合計画停電の時間は避けて開館をするということにしております。</p> <p>それと、先週の状況ですと、図書館間で本の移動を毎日しておりますが、その車のガソリンの手配が非常に難しくなっておりますので、それに伴いまして新規の予約の受付を停止するというサービスの一部縮小をしております。以上が地震の対応でございます。</p> <p>それでは本日の横浜市立図書館資料管理規則の一部改正について、ご説明をいたします。</p> <p>2月28日に開かれました本教育委員会の臨時会で図書館資料管理規則に関する請願についてご審議いただいた際に、監査委員により図書館資料管理規則等の規程を整備するよう要望されていることをご説明いたしました。また、その際の請願の中でもこの監査委員の要望を重く受けとめ、直ちに適正化することが求められていました。今回の一部改正は、この監査委員の要望に対応するものでございます。改正の内容については、調査資料課長永峯からご説明をいたします。</p>
永峯調査資料課長	<p>調査資料課長の永峯でございます。</p> <p>お手元の資料の最終16ページでご説明をいたしたいと思います。横浜市立図書館資料管理規則の一部改正についてですけれども、初めに改正の目的でございますが、今回の改正につきましては、ただいま部長の五島のほうから申し上げましたとおり、図書館の資料の廃棄手続について平成23年1月12日の住民監査請求の結果の公表の際の要望に対応するものでございます。このたび市長の管理執行する教育事務等についての教育長の補助執行に関する規程の改正により、横浜市立図書館資料管理規則で図書館資料の廃棄処分を定めることが可能になりますので、一部改正をしたいので、提案をさせていただきます。</p> <p>改正の概要でございますけれども、図書館資料の廃棄手続について3つの問題点がありましたので、それに対応した改正をしていきたいと考えております。</p>

1つ目としまして、廃棄関連の規定類が多く、複雑でした。これについては、横浜市物品規則、横浜市立図書館資料管理規則、横浜市立図書館資料除籍取扱要綱、横浜市立図書館資料除籍取扱要領、この4本の規定がありましたので、こちらについては資料管理規則を改正し、物品規則によらない廃棄手続きができるようにするとともに、除籍取扱要綱を改正し、要領の内容を統合することで、2本の規則等で廃棄手続きができるように整理をいたします。

2つ目といたしましては、図書館から離れた場所で執務をされている総務課長に廃棄処分の決裁をしていただいているということがございました。こちらについては実態の把握がしにくいこと、手続きに時間を要するなどの問題点がございましたので、このたび改正されます市長の管理執行する教育事務等についての教育長の補助執行に関する規程の改正によりまして、中央図書館企画運営課長に廃棄処分の専決権を設定をしていただきまして、図書館内で廃棄手続きを完了させるようにいたします。

3点目、調査資料課長が図書館資料のすべてを一括して管理することになっておりました。こちらについては各館の管理実態が把握しにくいとともに、廃棄の手続きに時間を要しているという問題がございました。こちらについては資料管理規則を改正いたしまして、中央図書館各課及び各地域図書館に管理者を位置づけてまいります。

その他これに伴いまして、条文の微調整を行ってまいりたいと考えております。具体的な条文の変更につきましては、9ページの新旧対照表でご説明をいたしたいと思います。

9ページ、横浜市立図書館資料管理規則新旧対照表をご覧ください。第1条から3条までについては変更ございません。第4条、図書館資料の出納及び管理ですけれども、こちらについては、すべての図書館資料の物品管理者、物品出納員を図書館資料主管課のみに置く条文を削除いたしまして、一般の物品同様各課各館に置くことといたします。また、これにあわせまして、各館での図書館資料の受け入れから保管までの手続きに沿うよう、10ページにあります第5条1項の内容もあわせまして、条文の追加や整理をいたしました。

引き続きまして10ページの第5条にまいります。第5条、図書館資料の整理ですけれども、第1項の内容が第4条に移りましたので、第2項を第1項といたしまして、あわせて文言の整理を行いました。

第6条寄贈ですけれども、第4条第1項で寄贈による受け入れについてもあわせて規定をいたしましたことから、第2項を削除いたしまして、第3項を第2項といたしました。あわせて文言や様式を整理いたしました。整理いたしました様式については13～14ページに新旧をつけてございます。

続きまして、第7条にまいります。不用等図書館資料の取扱いですが、これまで第1項であわせて規定をしていました不用となった図書館資料と汚損もしくは破損により使用不能となった図書館資料につきまして、項を分けて2項で整理いたしました。これに伴いまして、11ページの第2項を3項とし、あわせまして第4項で不用及び使用不能図書館資料の図書館システムへの登録について、別に定めることができることを規定しております。

第8条にまいります。第8条、不用品の処分ですけれども、不用品の処分に関する規定を新たに追加をいたします。これに伴いまして、15ページのとおり、処分を行うための不用品処理票も新たに定めます。

改正前の8条以下の条文を順に繰り下げます。

第9条、出納手続の省略ですが、各課各館に物品出納員を置くことに伴い、文言の整理を行いました。

	説明については以上でございます。
今田委員長	説明は終了しました。ご質問等ございましたらどうぞ。
野木委員	要するに、今までが余りにも煩雑過ぎて、もっと簡素にするようにということだと思いますが、現状の規則はいつから改正されていないのですか。
永峯調査資料課長	こちらにつきましては、平成21年3月に定めたものでございます。
野木委員	平成21年3月というと、2年前ですね。そのときにはこのことには気がつかなかったわけですか。
永峯調査資料課長	はい。
今田委員長	よろしいですか。それでは特にほかにご質問がなければ、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。
各委員	<了 承>
今田委員長	それでは、原案のとおり承認いたします。 次に教委第85号議案、教育委員会行政文書取扱規程の一部改正について、お願いします。
高橋総務課長	総務課長高橋でございます。 それでは、教委第85号議案につきまして、ご説明を申し上げます。議案書をご覧いただきたいと思います。まず2ページの改正理由をご覧ください。平成23年5月1日に横浜市の機構改革が予定されております。この機構改革に伴いまして、局と相当する組織ということで統括本部という組織が新たに設置されることになりました。局とこれが並び立つということでございまして、本案は教育委員会の文書取扱規程の中にこの局という定義をしている部分がございますので、これに伴う改正するものでございます。 具体的には4ページの新旧比較表をご覧いただきたいと思います。左側の現行のところ、10条のところがございます。10条の第4項になりますが、「供覧文書で、他の局区、部、又は云々」という部分がございますが、こちらにある「局区」という部分を、右側の欄を、改正案の欄をご覧いただきたいと思います。こちらにアンダーラインで書いてありますように、「第1条に掲げる統括本部及び局」ということで統括本部をつけ加えるものでございます。アンダーラインのほうはその後行政委員会の事務局ですとか、地方公営企業の局等を列挙してございますが、こちらについては今回の機構改革ということではなしに、法的な列挙の整理ということで改正をするものでございます。 同様に5ページをご覧いただきたいと思います。5ページの第20条第4項の部分につきましてもアンダーラインをかけておりますように、同様に改正を加えるという主旨でございます。 3ページにお戻りいただきたいと思います。3ページがこの改正を行う規程の本文ということでございまして、一番下の行をご覧いただきたいと思います。こ

の改正内容につきましては、機構改革にあわせまして5月1日から施行したいと考えているところでございます。ご説明以上でございます。

今田委員長 所管課から説明が終了しましたが、ご質問等ございましたらどうぞ。よろしいですか。

特にご質問がなければ、教委員会第85号議案は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

各委員 <了 承>

今田委員長 それでは、原案のとおり承認します。

次に教委第86号議案、教育委員会事務局等専決規程の一部改正について、説明をお願いします。

高橋総務課長 はい。それでは教委第86号議案、ご説明させていただきます。同様に2ページ、提案理由のほう、ご覧いただきたいと思います。理由にありますように、小中学校の学校長の病気休暇ですとか、復職などの人事につきまして、その決裁権限を現在規程上は教職員人事部長となつてございますが、新たに設置をいたしました学校教育事務所、こちらで現在は処理をするように移行が完了してございますので、権限的にも学校教育事務所長に変更するなどの変更をしようとするものでございます。

内容は同じように5ページをご覧いただきたいと思います。こちらも新旧比較になつてございますが、左側が現行、右側が改正案でございます。

まず第5条をご覧いただきたいと思います。第5条は教職員人事部長の決裁権限規定をした部分でございますが、アンダーラインかけてある部分、右のほうに改正案書いてございますが、ここに書いてありますように、小中学校の学校長の人事に係る部分を教職員人事部長の欄から削るといふことでございます。

逆に第6条をご覧いただきたいと思います。第6条のアンダーラインがかかっているところがございますが、こちらのほうに改めることにより、新たに学校教育事務所長の権限に先ほど人事部長から削りました部分が加わってくるという内容でございます。

同様に1ページをおめぐりください。6ページの第9条をご覧いただきますと、教職員人事部長の部下でございます教職員人事課長の決裁権限の部分にも同様に変更をする必要がある部分がございますので、そちらに新旧対照表にございますように、教職員人事課長の部分から一部権限を削っていくといふことでございます。

その削ったものがどこへ出てくるかと言いますと、7ページの中段でございますが、学校教育事務所教育総務課長専決事項という部分がございます。この部分に先ほど人事課長から削った分が加えられていくという内容でございます。

新旧対照表を見ていただきますと、これ以外の規程の部分で、例えば第10条の規程、それから第11条、それから7ページの附則の部分で一部改正が加えられている部分がございますが、これは学校教育事務所できますときに、教育委員会規則の一括改正というのをいたしましたけれども、その際に改正が若干残っていた部分があったといふことで、今回あわせて改正をさせていただくという内容でございます。

3ページにお戻りいただきます。これが改正文本体でございます。

4ページ、また一番最後の部分を見ていただきますと、この改正につきまして

は4月1日から施行するというところで考えているところでございます。ご説明は以上でございます。

今田委員長 説明は終了しました。ご質問等ございましたらどうぞ。
教育委員会行政文書取扱規程は、5月1日からですか。
組織の話、こちらは4月1日から。その点は何かそこはないですか。

高橋総務課長 教委第85号は本市の機構改革に伴うものということで5月1日でございますが、こちらのほうは直近に直していくということで若干ずれはございますが、そこはございません。

今田委員長 よろしゅうございますか。
それではご質問等がなければ、教委第86号議案を原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

各委員 <了 承>

今田委員長 それでは、原案のとおり承認いたします。ご苦労さまでした。
次に教委第87号議案、委員会事務局事務分掌規則の一部改正について、説明をお願いします。

小野職員課長 職員課です。よろしくお願いいいたします。
2ページ目をご覧いただければと思います。提案理由ですが、横浜市情報処理教育センターを廃止いたします。この関係で横浜市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正することになります。ご審議をよろしくお願いをいたします。
3ページに書かれているものが中身ですが、少しわかりにくいので、4ページ、5ページをお開きいただければと思います。まず4ページ目ですが、事務分掌自体は、各部、それから各課等の事務分掌が書かれたものになっておりますが、今回の情報処理教育センターにつきましては、指導部指導企画課の所管になっております。ここの部分を抜粋をしております。指導企画課の現行の部分、第9号になりますけれども、ここに横浜市情報処理教育センターに関するということ項目がございます。ここの部分が削除となります。改正案では削除。
それから5ページ目になりますけれども、それに関連する項目が第3条第15項、それから第16項に関係するものが書かれておりますけれども、これについてもあわせて削除になるということでございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

今田委員長 所管課から説明が終了しました。ご質問等ございましたらどうぞ。よろしいですか。
ではご質問等がなければ、教委第87号議案については原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

各委員 <了 承>

今田委員長 では、原案のとおり承認いたします。ご苦労さまでした。
次に、教委第88号議案、学校運営協議会を設置する学校の再指定について、説明をお願いします。

漆間指導部長	<p>ご説明申し上げます。横浜市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則第3条第3項のところに、その指定の期間は指定の日の属する年度の翌々年度の末日までとし、再指定することができる」と規則で定められております。この規定に基づいて、14校の学校が学校運営協議会の再指定を希望しておりますので、ご提案申し上げます。指導企画課長よりご説明申し上げます。</p>
今辻指導企画課長	<p>指導企画課長の今辻でございます。説明をさせていただきます。 教委第88号議案でございます。学校運営協議会を設置している学校の再指定についてでございます。2ページをご覧ください。提案の理由については、今部長が申し上げたとおりでございます。3年間の指定期間が終了することに伴い、再指定をさせていただきたいためでございます。 3ページをご覧ください。該当校は小学校が9校、中学校5校、合計14校でございます。再指定日は23年の4月1日からとなります。 該当校からの申請書については、次の4ページから記載してございます。今までの申請書と違えたところは、項目4にはこれまでの成果や課題を、そして同じく項目の5に今後の取組方針を新たな項目として設けさせていただきました。申請数が多いことから、1校1校の説明は省略をさせていただきますけれども、どの学校も学校概要、設置のねらい、会則、組織図等は前回の設置時とほとんど変更はございません。以上でございます。よろしくご審議お願い申し上げます。</p>
今田委員長	<p>所管課から説明が終了しました。ご質問等ございましたらどうぞ。</p>
野木委員	<p>再指定は構わないのですが、再指定をしなかった学校はございますか。</p>
今辻指導企画課長	<p>今1校、見合わせております。一応地域の方ともう一度検討をしながら、今前向きに考えているところでございまして、もう少し申請についてはお時間をいただきたいということで、今保留になっております。</p>
野木委員	<p>その理由は、今のお話を聞くと地域とあまりうまくいっていないということでしょうか。どういう理由でございましょうか。</p>
今辻指導企画課長	<p>地域とうまくいっていないということではございません。一度運営協議会の運営をとめて、もう一度一からあり方について考え、また再スタートに向けて頑張っていきたいということで、今検討しているところでございます。特に大きな課題があったとかそういうことではございません。</p>
奥山委員	<p>今ご説明の中で、再指定に当たって申請書類は大きく余り変わっていないというご説明でよろしかったでしょうか。2期目の再指定に当たって、特にこういう部分をやっていきたいというようなお申し出はあるのでしょうか。</p>
今辻指導企画課長	<p>特に大きく変わったものは、先ほど説明したとおりございません。今までのものを続けて、さらに充実を図っていきたいということがほとんど記載されております。</p>
奥山委員	<p>まだ3年ということでもあるとは思いますが、ぜひこれからこういう協議会を考えていらっしゃる学校に向けて、ぜひ成果を発表する機会なども今後つくって</p>

いただいたらいいのかなと思いましたので、発言させていただきました。

中里委員

個々に違いがあるのでしょうかけれども、具体的な成果はどのようなところですか。

今辻指導企画
課長

例えば4ページをお開けください。これは東山田中学校でございますが、4番、これまでの成果や課題について、1行目2行目に「保護者や地域住民等と学校が一体となった学校運営への参画の成果が更に上がっている。」それから3行目ですが、「報告や評価が適時性をもって行え、学校変革に繋がる勢いが生まれている」など、こういうようなことがほかでも書かれています。

それからあとは13ページをご覧ください。これは本郷小学校からの報告でございますが、4番のこれまでの成果や課題に、2行目です。「多角的な視点から活発に出される意見は、新たな発想を学校に吹き込み、教育活動の改善に資するところが大きかった」というようなことで、このようにほとんどの学校協議会でプラスの表記がなされております。

漆間指導部長

最初に成果と課題ご報告いたしました東山田中学校は、再々指定ということでそれ以外は再指定ということですが、いわゆる学校運営協議会の大きなねらいであります地域の人、保護者の方たちから、新たな発想と言いますか、旧来の考え方に新たな視点で学校を見ていただくような意見が反映されつつありますので、確実に成果を上げてきていると思います。

今田委員長

運営協議会、法改正ができて、ある意味で学校と地域とのより連携を強めようという格好でできました。なかなか法律で言うほどのことがそう簡単にできるとも思えませんが、時間がかかるのでしょうかけれども、意識の面で今先生が言われたような、学校と地域とがいい意味で意識を共有できるもの、しかし学校はそこまで乗り込まれたら困るという部分もやはり気持ちの上であったのでしょうか。そのこともわかるけれども、学校の世界にもう少し地域の感性が入ることによって、より地域の力を取り込めるというか、お互いの目が開かれるという意味でいくと、そこはやはり少し時間がかかるんでしょう。時間がかかることを多少覚悟しながら、ある意味で組織風土みたいなものもいい意味で徐々に開放的になっていくだろうし、あまり焦らせ過ぎると、ただそうかと言って漫然とやってもおかしいと思います。地域性もあるし伝統もあるし、だから運営協議会ないといけない、なくても実質的にうまく機能しているところもあるだろうし、うまくいっている例を紹介することで、運営協議会のよさが浸透するのかなと思います。

漆間指導部長

はい。まさしく委員長おっしゃったとおり、横浜の学校は地域に支えられて学校づくりが進んできておりますので、学校運営協議会というものに対して、まだまだ地域は学校に学校教育は任せているというそういう風土等がございますので、それでうまくいっている地域もありますが、先ほど奥山委員からもご意見がありました。そういう地域にもこういうよさが運営協議会にありますよということ積極的に発信していただいて、地域の方もそれならいいねという形でやってみようと、じっくり時間をかけて取り組んでいけたらなと思います。教育実践フォーラム等でも、今後、具体的な実践等発表していきたいと思っております。

今田委員長

よろしいでしょうか。いろいろな取り組みが学校によって違っていいのですが、少し私の受けるニュアンスとして、開かれた学校づくりということで、まち

づくり懇話会という形で一斉にすべての学校につくるようにということが10年ぐらい前にありましたよね。そのまち懇があったがゆえに、非常に本来の学校運営協議会の目的とする形になかなか切りかわりづらいつらいかなという印象があります。本来の法で定められた権限を持つ協議会です。そこがまち懇と運営協議会と名前だけ取りかえたような形のものも若干感じられるところもあるので、本来的には本当に学校の経営や運営にかかわることで、違った角度からの意見を伺いながら、最終的には校長が決めていくわけですが、そのあたりをぜひ情報発信していただいて、よりよい学校運営協議会の運営が学校のためになる、本当に学校が成長していくためになるようなそういう運営協議会になっていけるようお願いしたいなと思います。法的にね、権限が担保されているわけですから。

今田委員長 はい、よろしいですか。それでは本件については再指定ということでございます。
それでは、本件については教委第88号議案、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

各委員 <了 承>

今田委員長 では、原案のとおり承認します。
次に、教委第89号議案、学校運営協議会を設置する学校の指定について、説明をお願いいたします。

漆間指導部長 はい。新たに学校運営協議会を設置したいという希望が出ておりますので、ご説明申し上げます。

今辻指導企画課長 よろしくお申し上げます。
2ページをお開けいただきたいと思います。提案理由でございます。7校に新たに学校運営協議会を設置したいためでございます。
3ページをお開きください。設置する学校はごらんとおり、小学校が5校、中学校2校、合計7校でございます。指定日は平成23年4月1日からとさせていただきます。
4ページからは各学校からの申請書が記載されてございます。こちらは大変恐縮でございますが、申請数が多いことから、1校1校の説明は省略させていただきますけれども、各学校とも学校や地域の組織をうまく活用しながら、また運営協議会の中で部会や委員会を組織化して、地域の特性や実態に応じた運営協議会にしております。
大変雑駁な説明で恐縮でございますが、以上でございます。よろしくご審議お願い申し上げます。

漆間指導部長 これらの学校はスタートするに当たっては、これまでの学校運営協議会のさまざまな取り組み、よさ等をPRしていく中でご理解していただきながら今回協議会を設置したいと希望が出ております。

今田委員長 所管課から説明が終わりました。質問がございましたらどうぞ。

山田教育長 さきほどの再指定のところの45ページで、鴨居小と東鴨居中の合同の学校運営協議会の設置が出てまいすね。今回新たに指定する中で、こういうケースはある

のですか。

今辻指導企画課長 5月に小学校と中学校が申請を予定しておりまして、そこは合同でやりたいということで申し出が出ております。

山田教育長 それはどこですか。

今辻指導企画課長 上白根中と四季の森小学校でございます。

山田教育長 そういう学校が増えるといいですね。

漆間指導部長 横浜型の小中一貫教育を進めておりまして、9年間連続して教育をやろうという中で、同じ考え方でそれぞれ小学校、中学校での教育を進めようとしていますので、学校運営協議会も同じもので9年間通していろいろご指導とかアドバイスとかご意見がいただければいいなということで、そういう動きは少し見えてきております。

今田委員長 個々の説明はありませんでしたが、特徴的なところはありますか。

今辻指導企画課長 大体今までどおりの学校に見習って作っているようで、特に大きなご報告することはないと認識しております。

奥山委員 前回も言ったかもしれませんが、この運営協議会のメンバーですが、やはり学校のOBの方ですとか、PTA会長の経験者であるとか、あと町内会自治会の方というような形で、本当に学校でお願いすると大体メンバーが同じような感じですが、もう少し外部の方も入れていただくと、少しまた視点が変わって、学校の協力体制が違った意味で目が向くこともあると思います。少しNPOですとか、企業の方ですとか、多分町のお店の方とかも入っているとは思いますが、そういうところも少し広がってくると、協議会のメンバーについても少し検討もしていただけたらいいのかなと思いました。

漆間指導部長 先ほどの件で、24ページを見ていただけますでしょうか。新たに何か特色はないのかというご質問でございましたが、実はその24ページの学校運営協議会、そのものではありませんが、運営協議会と報告したり連動して立ち上げていくようなものとして、そこに以下港南区地域振興課との絡みだとか、あるいは学校の教育課程委員会、ここに不登校・特別支援推進委員会というふうな形で、こういう委員会、環境等として、これらのものと連動した形で学校運営協議会を設置しよう。特にこの港南中学はですね、前の教育行政におりました灘邊校長が校長で、特に不登校等については非常に経験豊富でございますので、そこが活かした形の委員会が関係しながら、立ち上がっているなと思います。ほかの学校もいろいろな各学校の委員会と連携しながらやっているんですが、非常にこの学校の場合は多くの委員会と連携をしながらやっていると思います。

あと、歴史的に古い、特に長い歴史を持っている学校は地域がやはり自分たちの学校という関係で、まちとともに歩む学校づくり懇話会とか、そちらのほうが非常に強い傾向がありましたけれども、歴史ある学校でも少しずつ学校運営協議会の情報が伝わる中で、増ふえつつあると思います。

今田委員長

例がいいかどうかわからないけれども、例えば大相撲の世界でも、長いよき伝統、古きよき伝統というものがあっていい部分もあるけれども、少し時代感覚の中で新しい感性が入ることによって、またより発展していくような部分があると思います。それと学校が一緒かどうかというのは別にして、常にそういう意味の見方を持っているのが大事ではないのかなと思います。だからそこに言葉だけではなくて、いい事例で「ああ、こんないいことがあったよ」というのがあるとそれをうまく知らせることができる。だから東山田中は、少しオーバーに言うと鳴り物入りでできてきているから、学校自身にとってはもう当たり前になっているが、ほかでは随分新鮮なものがあるかもしれないから、その辺はうまく検証するといいかもしれませんね。

教育長何かありますか。よろしいですか。

山田教育長

数の目標値、単に数だけではなく、中身が本当に実質に伴ったというか、実質的なものを少しずつでも増やしていければなと思います。

今田委員長

それでは、よろしゅうございますか。

それではご質問等がなければ、教委第 89 号議案、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

今田委員長

それでは、原案のとおり承認いたします。

以上で公開案件の審議が終了しました。その他、委員の皆さんから何かございますか。

特にご発言等がなければ、非公開案件の審議に移ります。傍聴の方はご退席願います。また、関係部長以外の方もご退席ください。

<傍聴人及び関係者以外退出>

<削 除>

今田委員長

特にご発言がなければ、これで、本日の教育委員会臨時会を閉会といたします。

[閉会時刻：午後 0 時 20 分]